び第四項、第百五十七条、第百六十七条から第百六十八条まで、第百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第百七十条の規定は、特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 第百三十一条第一項及び第四項、第百三十一条の二第一項本文、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百三十三条の二、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百四十七条まで、第百五十条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項及び第四項、第百五十六条第一項、第三項及び第四項、第百五十七条、第百六十五条、第百六十七条の二、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、訂正審判の確定審決に対する再審に準用する。

5 民事訴訟法第三百四十八条第一項（審理の範囲）の規定は、再審に準用する。

とあるのは「、第百六十七条の二、同法第四十条」と読み替える〉〉

判」と読み替える〉〉

◇特許法第一七四条で準用

【民事訴訟法】

〈本案の審理及び裁判〉

第三四八条　裁判所は、再審開始の決定が確定した場合には、不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする。

〈第四十五条第一項で準用する特許法第百七十四条第五項〉

〈第五十八条第一項で準用する特許法第百七十四条第五項〉

〈第六十一条第一項で準用する特許法第百七十四条第五項〉